

四万十町個人情報保護条例施行規則

平成18年3月20日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十町個人情報保護条例(平成18年四万十町条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 条例第6条第1項に規定する届出は、個人情報取扱事務開始届(様式第1号)により行うものとする。

2 条例第6条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人情報の記録形態
- (2) 実施機関以外との電子計算組織の結合の有無
- (3) 個人情報の事務処理委託の有無
- (4) その他町長が必要と認める事項

3 条例第6条第2項及び第3項に規定する届出は、個人情報取扱事務変更・廃止届(様式第2号)により行うものとする。

(目的外利用の手続)

第4条 条例第8条第1項ただし書の規定により、個人情報の目的外利用をしようとする課(これに類する室等を含む。以下同じ。)の長は、当該個人情報を保有する課の長に対して、個人情報目的外利用申請書(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

2 前項の規定による申請書が提出された場合において、当該個人情報を保有する課の長は、当該目的外利用が条例第8条第1項ただし書の規定に該当すること並びに本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと等を確認したうえで、当該目的外利用の可否について決定し、個人情報目的外利用決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(外部提供の手続)

第5条 条例第8条第1項ただし書の規定により、個人情報の外部提供を受けようとする者は、町長に対して、個人情報外部提供申請書(様式第5号)を提出しなければならない

い。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認められるときは、口頭によることができる。

2 国又は他の地方公共団体からの申請については、前項の規定にかかわらず、他の様式によることができる。

3 第1項本文又は前項の規定による申請書が提出された場合において、町長は、当該外部提供が条例第8条第1項ただし書の規定に該当すること、並びに本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないこと等を確認したうえで、当該外部提供の可否について決定し、個人情報外部提供決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（目的外利用又は外部提供の届出）

第6条 条例第8条第3項に規定する届出は、個人情報目的外利用・外部提供届（様式第7号）により行うものとする。

（適正な維持管理等）

第7条 条例第10条各項に規定する措置の具体化を図り、個人情報を適正に維持管理するため、課に個人情報保護管理者及び個人情報保護主任を置く。

2 個人情報保護管理者は、課の長をもって充て、課における個人情報の総合的管理に当たるものとする。

3 個人情報保護主任は、課の課長補佐又は課長の指名した職員をもって充て、課における個人情報の保護管理に当たるものとする。

（開示請求の手續）

第8条 条例第13条第1項に規定する請求書の提出は、個人情報開示請求書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第13条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）請求年月日

（2）連絡先

（3）開示の方法

（4）法定代理人の区分

（5）法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、本人の氏名等

（6）前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

（個人情報の本人等であることを証明するための書類）

第9条 条例第13条第2項に規定する本人又は法定代理人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げるものとする。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として町長が認めるもの

(2) 法定代理人が請求する場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他その資格を有する者として町長が認めるもの

(開示決定等の通知)

第10条 条例第18条各項に規定する通知は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 個人情報の全部を開示するとき 個人情報開示決定通知書(様式第9号)

(2) 個人情報を部分開示するとき 個人情報部分開示決定通知書(様式第10号)

(3) 個人情報を不開示とするとき 個人情報不開示決定通知書(様式第11号)

(4) 個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき 個人情報存否応答拒否決定通知書(様式第12号)

(5) 個人情報が不存在であることを理由に不開示決定するとき 個人情報不存在決定通知書(様式第13号)

(開示決定等期間延長の通知)

第11条 条例第19条第2項に規定する通知は、個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第14号)により行うものとする。

(開示決定等期間特例延長の通知)

第12条 条例第20条に規定する通知は、個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第15号)により行うものとする。

(第三者からの意見聴取)

第13条 条例第21条第1項及び第2項に規定する通知は、個人情報の開示に係る意見照会書(様式第16号)により行うものとする。

2 条例第21条第3項に規定する通知は、個人情報の開示決定等に係る通知書(様式第17号)により行うものとする。

(開示の実施)

第14条 条例第22条第1項の規定による個人情報の開示は、町長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 前項の場合において、個人情報を閲覧する者は、当該個人情報が記録された公文書を汚損し、又は破損することのないよう丁寧に取り扱いなければならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該個人情報の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

4 条例第22条第2項に規定する写しの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

(費用負担の額等)

第15条 条例第23条第2項に規定する個人情報の写しの交付に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

(費用の減額及び免除)

第16条 条例第23条第3項の規定により、費用の減額又は免除ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活困窮のため公の扶助を受けている者から減免の申請があったとき。
- (2) 災害又は天候の不順により損害を受け生活困窮となった者から減免の申請があったとき。
- (3) その他町長が減免する必要を認めたとき。

(訂正請求の手續)

第17条 条例第25条第1項に規定する請求書の提出は、個人情報訂正請求書(様式第18号)により行うものとする。

2 条例第25条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 法定代理人の区分
- (4) 法定代理人が本人に代わって訂正請求をする場合は、本人の氏名等
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

3 第9条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正決定等の通知)

第18条 条例第26条各項に規定する通知は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 個人情報の訂正をするとき 個人情報訂正決定通知書(様式第19号)
 - (2) 個人情報の訂正をしないとき 個人情報不訂正決定通知書(様式第20号)
- (訂正決定等期間延長の通知)

第19条 条例第27条第2項に規定する通知は、個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第21号)により行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長の通知)

第20条 条例第28条に規定する通知は、個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第22号)により行うものとする。

(利用停止請求の手続)

第21条 条例第30条第1項に規定する請求書の提出は、個人情報利用停止請求書(様式第23号)により行うものとする。

2 条例第30条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 法定代理人の区分
- (4) 法定代理人が本人に代わって利用中止請求をする場合は、本人の氏名等
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

3 第9条の規定は、利用中止請求について準用する。

(利用停止決定等の通知)

第22条 条例第31条各項に規定する通知は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 個人情報の利用停止をするとき 個人情報利用停止決定通知書(様式第24号)
- (2) 個人情報の利用停止をしないとき 個人情報利用不停止決定通知書(様式第25号)

(利用停止決定等期間延長の通知)

第23条 条例第32条第2項に規定する通知は、個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第26号)により行うものとする。

(利用停止決定等期間特例延長の通知)

第24条 条例第33条に規定する通知は、個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(様式第27号)により行うものとする。

(不服申立て)

第25条 条例第34条第2項に規定する不服申立てに対する決定は、個人情報異議申立決定書(様式第28号)によるものとする。

(諮問をした旨の通知)

第26条 条例第35条に規定する通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第29号)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第27条 条例第44条に規定する実施状況の公表は、広報によりこれを行う。

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

四万十町個人情報保護条例施行規則

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の窪川町個人情報保護条例施行規則（平成17年窪川町規則第15号）、大正町個人情報保護条例施行規則（平成13年大正町規則第8号）又は十和村個人情報保護条例施行規則（平成16年十和村規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

四万十町個人情報保護条例施行規則

別表（第15条関係）

区分	方法	費用	徴収時期
写しの作成	複写機による複写	白黒 A 3 版以内 1 枚につき10円 カラー 1 枚につき80円	写しの交付のとき。
	上記以外のもの	作成に要した金額	
写しの送付	郵便	郵便料金の額	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第1号(第3条関係)

個人情報取扱事務開始届

年 月 日

四万十町長 様

四万十町個人情報保護条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり届出をします。

事務の名称						整理番号
担当課						
事務の目的及び概要						
事務開始日	年 月 日					
事務変更日	年 月 日					
事務廃止日	年 月 日	事務廃止予定日	年 月 日			
個人情報消去予定日	年 月 日	個人情報消去日	年 月 日			
対象者の範囲				事務区分	固有・共通	
				対象者数	人	
個人情報の項目						
一般的取扱項	基本的事項	経歴・成績	経済・状況	心身	生活事項	
	整理番号 氏名 性別 電話番号 生年月日等 住所 本籍・国籍 印影 その他	学業・成績 職業・職歴 地位 資格 成績・評価 賞罰 その他	所得・収入 資産状況 取引状況 公的扶助受給 口座番号等 その他	体格・体力 運動能力 健康状態 傷病歴 障害 容姿 写真・肖像 その他	家族状況 親族・続柄 婚姻 住居状況 社会的活動 団体加入状況 意見・要望 趣味・嗜好 その他	
制限的取扱項	思想・信条 信教 支持政党 人種・民族 犯罪に関する事項 その他社会的差別の原因となる事項		制限的取扱事項の取扱根拠及び理由			
			法令等に定めがある 根拠法令 審査会の意見を聴き目的達成に必要なと認めた			
個人情報の先取集	本人からの収集 本人以外から収集 実施機関内 他の実施機関 他の官公庁 民間・私人 家族 その他	本人以外からの収集の根拠				
		本人の同意がある 法令等に定めがある 根拠法令 出版等により公にされている 安全保護のために緊急性がある 事務執行上不可欠		国等から収集することに理由がある 所在不明等 審査会の意見を聴き必要があると認めた		
その他	記録形態		処理形態	外部との電子結合	事務処理委託	
	文書 フィルム 磁気テープ・ディスク等 その他		サーバー処理 パソコン処理 手処理	有 無	有 無	
備考						

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第2号（第3条関係）

個人情報取扱事務変更・廃止届

年 月 日

四万十町長 様

（課長）

印

四万十町個人情報保護条例第6条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称		
届出の区分	変更・廃止	
変更・廃止年月日	年 月 日	
変更・廃止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第3号（第4条関係）

個人情報目的外利用申請書

年 月 日

様

（課長）

印

個人情報の目的外利用を行いたいので、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	
利用しようとする個人情報の内容及び当該個人情報が記録された公文書の件名	
利用目的	
目的外利用申請の根拠となる条項	条例第8条第1項第 号に該当 （法令等 ）
目的外利用の方法	通常文書 磁気ディスク・磁気テープ マイクロフィルム 写真 その他（ ）
	電子計算機処理 無 有（システム名 ）
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
個人情報の利用時期	随時 定期的（ 年単位 月単位 その他 ）
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第4号（第4条関係）

個人情報目的外利用決定通知書

年 月 日

様

（課長）

印

年 月 日付けで申請のあった個人情報の目的外利用については、次のとおり決定したので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
利用しようとする個人情報の内容及び当該個人情報が記録された公文書の件名	
決定内容	可（条例第8条第1項第 号に該当） 否 （理由）
利用目的	
目的外利用の条件	
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第5号（第5条関係）

（表面）

個人情報外部提供申請書

年 月 日

四万十町長 様

請求者 〒

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

個人情報の外部提供を受けたいので、次のとおり申請します。

個人情報取扱事務の名称	
提供を受けようとする個人情報の内容及び当該個人情報が記録された公文書の件名	
利用目的及び理由	
提供を受けた個人情報の管理方法	
利用する場合の記録形態等	通常文書 磁気ディスク・磁気テープ マイクロフィルム 写真 その他（ ） ----- 電子計算機処理 無 有（システム名 ）
利用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

(裏面)

個人情報の提供を受けるに当たっては、下記の事項を遵守いたします。

年 月 日

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

印

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)

- 1 提供を受けた個人情報(以下「提供個人情報」という。)は、適正に管理し他には漏らしません。
- 2 提供個人情報は、この申請書に記載した利用目的以外には利用しません。
- 3 提供個人情報は、他へ再提供しません。
- 4 提供個人情報の取り扱いについては、取扱担当者を限定します。
- 5 提供個人情報の取り扱いに関して事故等が発生した場合は、直ちに町に報告します。
また、町の求めに応じて利用状況の報告を行い、立ち入り調査にも応じます。
- 6 提供個人情報に関して、町に損害を与えた場合は、当該損害を賠償いたします。
- 7 提供個人情報は、複写しません。
- 8 提供個人情報の返却を命じられた場合は、直ちに返却します。
- 9 利用期間終了後は、提供個人情報を速やかに返却又は廃棄・消去します。
- 10 その他、提供個人情報に関しては、町の指示に従います。

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第6号(第5条関係)

個人情報外部提供決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関)

印

年 月 日付けで申請のあった個人情報の外部提供については、次のとおり決定したので通知します。

個人情報取扱事務の名称	
外部提供申請のあった個人情報の内容及び当該個人情報が記録された公文書の件名	
決定内容	可(条例第8条第1項第 号に該当) 否 (理由)
利用目的	
提供する条件	
利用期間	年 月 日()から 年 月 日()まで 利用期間経過後は、当該個人情報を直ちに(返還・ 廃棄・消去)してください。
担当課	(電話番号 内線)
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第7号(第6条関係)

個人情報目的外利用・外部提供届

年 月 日

四万十町長 様

(課長)

印

四万十町個人情報保護条例第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報取扱事務の名称	
目的外利用・外部提供の区分	目的外利用 外部提供
目的外利用・外部提供をした年月日又は期間	年 月 日() 期 間 年 月 日()から 年 月 日()まで
目的外利用・外部提供をした根拠となる条項及び理由	条例第8条第1項第 号に該当 (法令等) (理由)
目的外利用・外部提供した個人情報の内容及び当該個人情報が記録された公文書の件名	
提 供 先	
使用目的等の制限及びその他必要な制限等	
担 当 課	(電話番号 内線)
備 考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第8号(第8条関係)

個人情報開示請求書

年 月 日

様

請求者 丁

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 印

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

四万十町個人情報保護条例第13条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

個人情報の件名 又は内容	
開示の方法	1 閲覧 2 写しの交付(郵送の希望 有・無)

請求に係る個人情報の本人以外の方が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人	
個人情報の本人	氏 名	
	住 所	(電話番号)

(注)

- 1 法定代理人が請求する場合において当該代理人が法人であるときは、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を○印で囲んでください。
- 3 請求に係る個人情報については、できるだけ詳しく記入してください。
- 4 請求する際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る注4の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍謄抄本、登記事項証明書等)を提出し、又は提示してください。

[職員記入欄] この欄には、記入しないでください。

本人の確認書類	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()	受付印
法定代理人の確認書類	1 戸籍謄抄本 2 その他()	
担 当 課	(電話番号 内線)	
備 考		

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第9号（第10条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、四万十町個人情報保護条例第18条第1項の規定により次のとおり個人情報の全部を開示することと決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
開示を実施する日	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	（電話番号 内線 ）
担当課	（電話番号 内線 ）
開示の方法	1 閲覧（ 原本・複写 ） 2 写しの交付
備考	

（注）

- 1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示するとともに、開示決定を受けた本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 指定された個人情報の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ総合公開窓口（電話番号 内線 ）へご連絡ください。

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第10号（第10条関係）

個人情報部分開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、四万十町個人情報保護条例第18条第1項の規定により次のとおり個人情報の一部を開示することと決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
開示を実施する日時	年 月 日() 午前・午後 時 分
開示を実施する場所	(電話番号 内線)
開示をしない部分	
上記部分を 開示しない理由	条例第14条第 号に該当 (理由)
開示をすることが できるようになる期日	
担 当 課	(電話番号 内線)
備 考	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（こ
の訴訟において を代表する者は、 となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経
過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算し
て6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟にお
いて を代表する者は、 となります。）。
なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経
過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)

- 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示するとともに、開示決定を受けた本人で
あることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 指定された個人情報の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ総合公開窓口（電話番号
内線 ）へご連絡ください。
- 「開示をすることができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場
合に限り記載しています。個人情報の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて個人情報
の開示を請求してください。

様式第11号（第10条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、四万十町個人情報保護条例第18条第2項の規定により次のとおり個人情報の全部を開示しないと決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
開示をしない理由	条例第14条第 号に該当 (理由)
開示をすることができるようになる期日	
担当課	(電話番号 内線)
備考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。
 なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 - 3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。
 なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (注) 「開示をすることができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。個人情報の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて個人情報の開示を請求してください。

様式第12号（第10条関係）

個人情報存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、その存否を明らかにすることができませんので、次のとおり通知します。

個人情報の件名 又は内容	
応答を拒否する理由	
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において
を代表する者は、
となります。）。
 - 3 なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において
を代表する者は、
となります。）。
- なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号（第10条関係）

個人情報不存在決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、対象となる公文書を保有していませんので、次のとおり通知します。

個人情報 の 件 名 又 は 内 容	
個人 情報 不 存 在 の 理 由	
担 当 課	(電話番号 内線)
備 考	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
に対して異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において
を代表する者は、
となります。）。
 - 3 なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において
を代表する者は、
となります。）。
- なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第14号（第11条関係）

個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、四万十町個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
延長前の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長の理由	
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第15号（第12条関係）

個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の開示については、四万十町個人情報保護条例第20条の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
相当の部分について 開示決定等を行う期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
残りの個人情報に ついて開示決定等 を する 期 限	年 月 日（ ）まで
特例延長の理由	
担 当 課	（電話番号 内線 ）
備 考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第16号（第13条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

四万十町個人情報保護条例に基づき、次のとおり（ ）に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該個人情報の開示をするかどうかの決定を行う際の参考とするため（ ）のご意見をお聴きしたいので、ご意見がある場合は同封した「個人情報の開示に係る意見書」を 年 月 日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、当日までに同意見書の提出がない場合は、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日（ ）
個 人 情 報 の 件 名 又 は 内 容	
上 記 の う ち （ ） に関する情報の内容	
担 当 課	（電話番号 内線 ）
備 考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

(別紙)

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

四万十町長 様

〒
住 所
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
氏 名 印
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日付けで照会のあつた件について、次のとおり回答します。

個人情報の件名 又は内容	
意 見	
1 開示について支障がない。 2 開示については支障がある。 (1) 支障がある部分 (2) 支障がある理由	

(注) 「意見」欄は該当する番号を○印で囲み、2を○印で囲んだ場合には、「(1)支障がある部分」欄及び「(2)支障がある理由」欄も記載してください。

様式第17号（第13条関係）

個人情報の開示決定等に係る通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

先に照会しました（ ）に関する情報が含まれた個人情報については、次のとおり開示をすることと決定したので、四万十町個人情報保護条例第21条第3項の規定により通知します。

個人情報の件名 又は内容	
開始をすることとした （ ） に関する情報	
開示をすることとした理由	
開示を実施する日	年 月 日（ ）
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。）。
なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、開示の実施を停止するためには、異議申立てと併せて執行停止の申立てをする必要があります。

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第18号（第17条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

様

請求者 〒

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 印

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

四万十町個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

請求の区分	
個人情報の件名 又は内容	
訂正を求める 内容及び理由	

請求に係る個人情報の本人以外の方が請求する場合には、次の欄にも記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
個人情報の本人	氏 名	
	住 所	(電話番号)

(注)

- 1 法定代理人が請求する場合において当該代理人が法人であるときは、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を○印で囲んでください。
- 3 請求する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出又は提示してください。
- 4 請求する際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る注4の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。

[職員記入欄] この欄には、記入しないでください。

本人の確認書類	1 運転免許証	2 旅券	3 その他 ()	受付印
法定代理人の確認書類	1 戸籍謄抄本	2 その他 ()		
担 当 課	(電話番号 内線)			
備 考				

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第19号（第18条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、四万十町個人情報保護条例第26条第1項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日（ ）
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第20号（第18条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、四万十町個人情報保護条例第26条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
請求の区分	1 訂正 2 追加 3 削除
決定内容	1 一部を（訂正 ・ 追加 ・ 削除）します。 2 全部を（訂正 ・ 追加 ・ 削除）しません。
訂正の内容及び訂正年月日	年 月 日（ ）
訂正をしないこと と決定した部分 及びその理由	1 一部 2 全部
	理 由
担 当 課	（電話番号 内線 ）
備 考	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、 に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において を代表する者は、 となります。 ）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において を代表する者は、 となります。 ）。

なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第21号（第19条関係）

個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、四万十町個人情報保護条例第27条第2項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
延長前の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長後の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長の理由	
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第22号（第20条関係）

個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の訂正については、四万十町個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
訂正決定等を する期限	年 月 日（ ）まで
特例延長の理由	
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第23号（第21条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

様

請求者 〒

住所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名 印

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

四万十町個人情報保護条例第30条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

請求の区分	1 利用停止 2 消去 3 目的外利用の停止 4 外部提供の停止
個人情報の件名又は内容	
利用停止を求める内容及び理由	

請求に係る個人情報の本人以外の方が請求する場合には、次の欄にも記入してください

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人	
個人情報の本人	氏名	
	住所	(電話番号)

(注)

- 1 法定代理人が請求する場合において当該代理人が法人であるときは、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地、「氏名」欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号を○印で囲んでください。
- 3 請求する際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人が請求する場合は、法定代理人に係る注3の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄抄本、登記事項証明書等）を提出し、又は提示してください。

[職員記入欄] この欄には、記入しないでください。

本人の確認書類	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()	受付印
法定代理人の確認書類	1 戸籍謄抄本 2 その他()	
担当課	(電話番号 内線)	
備考		

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第24号（第22条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、四万十町個人情報保護条例第31条第1項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日（ ）
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第25号（第22条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、四万十町個人情報保護条例第31条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容		
請求の区分	1 利用停止 2 消去 3 目的外利用の停止 4 外部提供の停止	
決定内容	1 一部の(利用停止・消去・目的外利用の停止・外部提供の停止)をします。 2 全部の(利用停止・消去・目的外利用の停止・外部提供の停止)をしません。	
利用停止の内容及び利用停止年月日	年 月 日 ()	
利用停止をしないことと決定した部分及びその理由	1 一部 2 全部	
	理由	
担当課	(電話番号 内線)	
備考		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において
を代表する者は、
となります。）。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、
を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において
を代表する者は、
となります。）。
なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第26号（第23条関係）

個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、四万十町個人情報保護条例第32条第2項の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
延長前の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで (日間)
延長後の期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで (日間)
延長の理由	
担当課	(電話番号 内線)
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第27号（第24条関係）

個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関） 印

年 月 日付けで請求のあった個人情報の利用停止については、四万十町個人情報保護条例第33条の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので、通知します。

個人情報の件名 又は内容	
利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）まで
特例延長の理由	
担当課	（電話番号 内線 ）
備考	

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第28号（第25条関係）

個人情報異議申立決定書

第 号
年 月 日

異議申立人

住所

氏名 様

（実施機関） 印

異議申立人が 年 月 日付けで提起した四万十町個人情報保護条例（第18条、第26条、第31条）の規定に基づく決定に対する異議申立てについて、次のとおり決定します。

1 主 文

2 不 服 の 要 旨

3 決 定 の 理 由

4 よって、本件異議申立ては行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

四万十町個人情報保護条例施行規則

様式第29号（第26条関係）

個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付けで提起された異議申立てについては、次のとおり四万十町個人情報保護審査会に諮問しましたので、四万十町個人情報保護条例第35条の規定により通知します。

異議申立ての 対象となった 決 定	年 月 日 第 号
	（決定の内容）
異議申立ての内容	
諮 問 年 月 日	年 月 日
担 当 課	（電話番号 内線 ）
備 考	